

中小企業会計基準に関する企業の認知度調査

－鹿児島県の中小企業等を事例として－

Awareness investigation of Accounting Standards for Small and Medium sized Enterprises

－ A Case of Medium sized Enterprises in Kagoshima －

櫛部 幸子, 鹿児島国際大学, 講師

Sachiko KUSHIBE, The International University of Kagoshima, Lecturer

宗田 健一, 鹿児島県立短期大学, 准教授

Kenichi SOTA, Kagoshima Prefectural College, Associate Professor

要旨

現在わが国において二つの中小企業会計基準が存在している。しかし、実際にこれら会計基準が普及しているのか、策定目的の一つである「中小企業融資に貢献する」を果たすことができているのかは疑問である。そこで、鹿児島県の中小企業家同友会に属する429社に対しアンケート調査を行い、中小企業会計基準の認知度・浸透度を明らかにした。さらに、中小企業会計基準普及の鍵を握る信用保証協会の保証料率割引制度の認知度・利用度も明らかにしている。調査の結果、中小企業会計基準、保証料率割引制度のいずれにおいても極端に認知度が低く、浸透していないことが明らかとなっている。この原因の一つに、鹿児島県特有の要因があることを明らかにしている。

キーワード：中小企業会計基準, 中小会計指針, 中小会計要領, アンケート調査

- I はじめに
- II わが国における中小企業会計基準策定の経緯
- III 「中小会計指針」の普及状況と問題点
- IV アンケート分析
- V 研究の限界
- VI おわりに

I はじめに

現在のわが国における中小企業会計は、二つの会計基準が併存する状況下にある。これは2002年に中小企業庁において「中小企業の会計に関する研究会」が設立され、「中小企業の会計に関する研究会報告書」が公表されたことに端を発する。この報告書が公表された当時、「中小企業融資における不動産等の担保や連帯保証人を融資の条件とする融資方法の限界」、「担保中心ではなく、中小企業の財務諸表を判断材料にした中小企業の将来性を加味した融資の必要性」が認識され始めていた。この動きを発端として、後に「中小企業の会計に関する指針（中小会計指針）」と「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」の二つの会計基準が策定されるに至っている。

しかし、これら二つの中小企業会計基準が本来の策定目的の一つである「中小企業融資

に貢献する」を達成できているかは疑問である。そもそも中小企業においてこれらの中小企業会計基準が認知されているのか、さらに融資先である金融機関、保証先である信用保証協会においてこれらの中小企業会計基準が有効に利用されているのかも疑問であり、調査・研究の余地があると考えられる。そこで、鹿児島県中小企業家同友会に属する中小企業に対しアンケート調査を行い、鹿児島県の中小企業においてこれらの会計基準が認知されているのか、経営者が自社の会計に対しどのような意識を有しているのかを明らかにする。

II わが国における中小企業会計基準策定の経緯¹

わが国における最初の中小企業会計基準は、1949年に策定された「中小企業簿記要領」であると言われている。これは、中小企業会計実務において「記帳の重要性」を訴えるものであった。その後、商法（現・会社法）の枠組みの中で、会計実務を重視し、確定決算主義に基づく税法を中心とした会計が行われていた。ここからも、中小企業経営者は融資目的（金融機関からの融資を受けやすくする）や経営管理目的（経営者が自社の経営状況を把握する）のために会計を行うという意識が薄く、適正な納税の為に会計を行う傾向にあることがうかがえる。その現状に一石を投じるべく新たな中小企業会計基準策定が2002年に始まったのである。

2002年6月に中小企業庁より「中小企業の会計に関する研究会報告書」が公表され、その約半年後の2002年12月に日本税理士会連合会より、さらにもう半年後の2003年6月に日本公認会計士協会より各中小企業会計基準（報告書）が公表されている。それぞれの会計基準（報告書）は設定主体が異なるため、会計処理も異なり実務に混乱をきたす結果となった。そこでこれらを統合し、2005年に日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会が「中小会計指針」を公表したのである。この「中小会計指針」は、トップダウン・アプローチ²により策定され、中小企業にとってはレベルが高く、また少なからず国際財務報告基準の影響も受け、適用拡大には繋がらなかった。そこで、税法の処理を重視し、中小企業の企業属性に則した基準として2012年に中小企業庁・金融庁により「中小会計要領」が策定されるに至っている。

III 「中小会計指針」の普及状況と問題点

過去に行われたアンケート調査をもとに「中小会計指針」の普及状況を概説しておこう。

新日本有限責任監査法人による実態調査³により、「中小会計指針」が策定されてからの5年間の普及状況が明らかになっている。これによれば、中小企業経営者間での認知度は40%前後であるが、完全準拠率は15%前後と低い。さらに会計専門家（税理士・公認会計士）における認知度は、約95%と高いものの、クライアントが「中小会計指針」の適用を望んでおらず、さらにコスト・ベネフィットの観点からクライアントに適用を勧めることが難しい現状が明らかになっている⁴。

1 詳しくは櫛部 [2016a], 134-136頁を参照されたい。

2 河崎氏は「トップダウン・アプローチは大企業向けの会計基準から出発し、簡素化・除外することによって中小企業会計基準を策定する方法。」とし、「ボトムアップ・アプローチは中小企業の属性を検討することから出発し、中小企業会計基準を策定する方法。」と定義している。河崎照行 [2010], 747-748頁。

3 新日本有限責任監査法人 [2008]。新日本有限責任監査法人 [2009]。新日本有限責任監査法人 [2010]。新日本有限責任監査法人 [2011]。

4 詳しくは櫛部 [2015] を参照されたい。

「中小会計指針」は、2005年に会社法が公布され会計参与が導入された際に、会計参与の指針となるべく策定されたものである。この会計参与は中小企業の中に会計専門家（公認会計士・税理士）が入り込み、中小企業経営者と共に中小企業の計算書類を作成する制度である。しかし、この会計参与は、会計専門家の責任が重いわりに、それに見合う報酬が得られないという背景があったため、会計専門家自体がクライアントに積極的に勧めることがなかったことにより適用が広がらなかったと考えられる。さらに当時、融資の場において「中小会計指針」に準拠した財務諸表を提示することにより信用保証協会の保証料率の割引を受けることが出来た⁵が、これもクライアントのコスト・ベネフィットの観点から、あえて税理士がクライアントに積極的に勧めることがなかったことが予想される。つまり中小企業がコストをかけ、一定の高い水準を持つ「中小会計指針」に準拠しても、それに見合う保証料率の割引・ベネフィットが得られないケースがあったからである。

そこで、さらなる中小企業会計実務と中小企業属性を反映した「中小会計要領」が策定されるに至っている。

兵庫県姫路市において、2014年度・2015年度・2016年度と税理士・金融機関・信用保証協会に対し調査を行った結果、「中小会計指針」の適用はほとんどみられず、「中小会計要領」のみの適用が広がりつつある現状が明らかとなっている⁶。

そこで今回、鹿児島県中小企業家同友会に属する中小企業経営者に対し、「中小企業会計基準」の適用に関するアンケート調査を行い、鹿児島県における「中小企業会計基準」の浸透度、中小企業会計基準に対する中小企業経営者の認識を明らかにすることにした。

IV アンケート分析

今回、鹿児島県中小企業家同友会に属する中小企業に対し第1回目のアンケート調査を行った。先行研究で明示されているように、特に「中小会計指針」はほとんど現行において浸透しておらず、わずかな適用しかなされていない。また新たに策定された「中小会計要領」においても順調に適用が拡大しているとはいえ、その理由・問題点が十分に明らかにされていない。そこで「中小企業会計基準」のどこに問題があるのかを明らかにするため事実発見型の調査を行った。これにより調査対象の「中小企業会計基準」に対する認識・浸透度を明らかにする。

今回は、これから行う予定の調査の基礎的データを集めることを主たる目的として企業規模・中小企業会計基準に対する基本的な認知度について質問を設定した。概要は以下のとおりである。

調査対象

- ・鹿児島県中小企業家同友会の会員企業429社。（回収件数49件：回収率11.4%）

5 わが国における二つの中小企業会計基準について、適用対象企業に対する優遇制度がある。中小会計要領適用企業に対する信用保証協会による信用保証料率割引制度が2013年4月より開始されており、それまで実施していた「中小会計指針」適用企業に対する保証料率の割引は、2013年3月末の申し込みをもって終了している。しかし、会計参与設置会社に対し行なわれている金利優遇制度や「中小会計指針」の適用に関するチェックリストを利用した中小企業に対する民間金融機関の金利優遇制度は、継続して適用されている。

6 櫛部 [2015]、櫛部 [2016b]。

アンケート回収期間

- ・2016年8月1日から9月30日まで。

回答方法

- ・プリコード回答法（回答選択肢をあらかじめ用意して解答させる）を用いて、単一回答形式とした。また、選択肢を複数設けて、多項選択回答形式（部分的に二項選択回答形式がある）とした。いくつかの項目については、「その他」を設けて自由回答法（数値と文字を許容）とした。
- ・Q3-1・2では、現行制度を知っているか知らないかをYes・Noで答えさせその上で、割引率の希望を聞いているので、若干、持ち越し効果⁷を発生させている可能性がある。

1. 回答者の属性

中小企業基本法による中小企業の区分は図表1のとおりとなる。これをもとに今回のアンケート調査を分析すると、従業員数5人以下、11～30人の企業割合が高く、また資本金額も500万未満、1000万～3000万の割合が圧倒的に高く、中小企業であるというよりも小規模企業の回答割合が高いことが分かる。また法人税法、会社法⁸の定義に基づいてもいわゆる中小企業に該当するものといえる⁹。売上高は、1～3億円以内が最も多く、企業規模を考慮すれば高いといえる。創業年度としては、11～30年が最も多く、次に31～50年、そして0～5年の新規創業者の割合が高い。これにより『中小企業白書』（2016年版）にて定義されている¹⁰「成長段階」、次いで「成熟段階」と「起業段階」の企業割合が高いことが分かる。図表2～7を参照されたい。

図表1 中小企業基本法による中小企業の区分

業種区分	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人

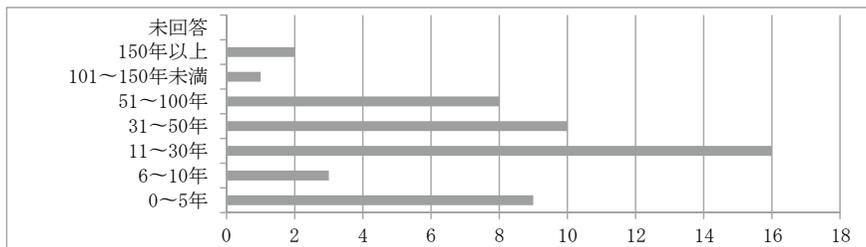
（出所）中小企業基本法 第2条。

7 前の質問項目の影響が後に出て、今回は高めの数値を解答させている可能性がある。
 8 商法では、会社を大会社、中会社、小会社と三つに区分していたが、会社法では、大会社は会社法第2条6号において「大会社は資本金5億円以上または負債200億円以上の株式会社」と定義されている。
 9 法人税法 法人税法では租税特別措置法施行令27条の4の10項において、「中小企業者を以下のように定義している。①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人。ただし、同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。）に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人を除く。②資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人。
 10 『中小企業白書』[2016年版]では、中小企業の「起業段階」・「成長段階」・「成熟段階」・「衰退段階」の各発展段階別に分類し分析することの必要性を述べている。

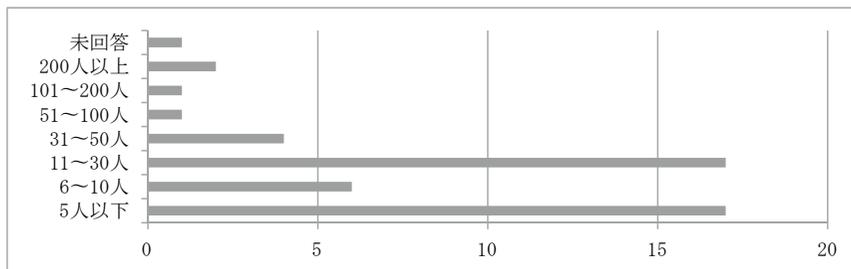
図表2 回答社の属性分析

創業年数	(社)	従業員数	(社)	資本金の金額	(社)	売上高	(社)	業種	(社)
0～5年	9	5人以下	17	500万円未満	26	1500万円未満	9	製造業その他	2
6～10年	3	6～10人	6	500万円以上～ 1000万円未満	4	1500万円以上～ 3000万円未満	4	小売業	1
11～30年	16	11～30人	17	1000万円以上～ 3000万円未満	12	3000万円以上～ 5000万円未満	3	卸売業	2
31～50年	10	31～50人	4	3000万円以上～ 5000万円未満	0	5000万円以上～1 億円未満	7	サービス業	26
51～100年	8	51～100人	1	5000万円以上～1 億円未満	3	1億円以上～3億 円未満	14	匿名	18
101～150年 未満	1	101～200人 未満	1	1億円以上～2億 円未満	0	3億円以上～10億 円未満	7		
150年以上	2	200人以上	2	2億円以上～	0	10億円以上	4		
未回答	0	未回答	1	未回答	4	未回答	1		

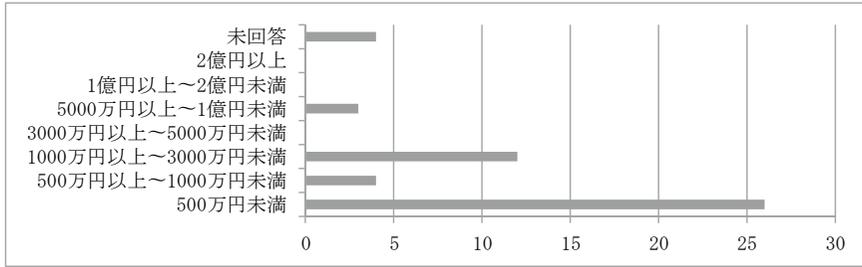
図表3 創業年数（社数）



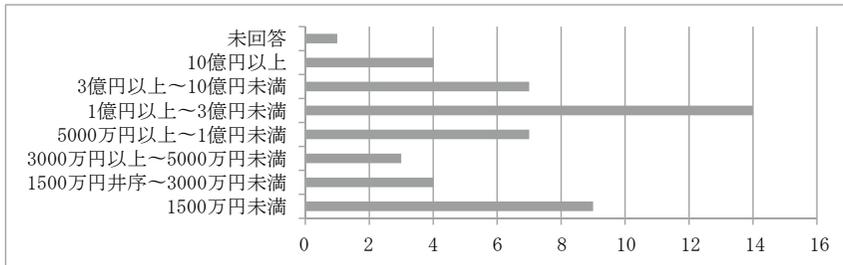
図表4 従業員数（社数）



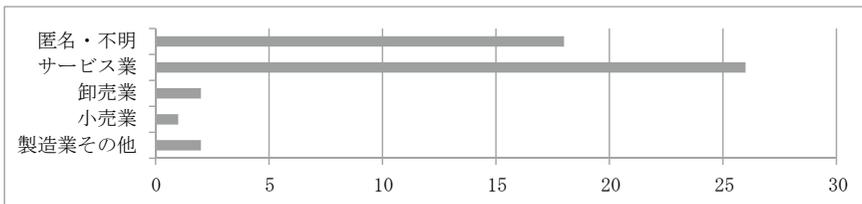
図表5 資本金の額（社数）



図表6 売上高（社数）

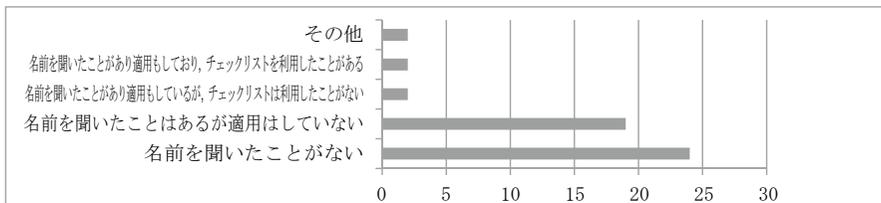


図表7 業種（社数）



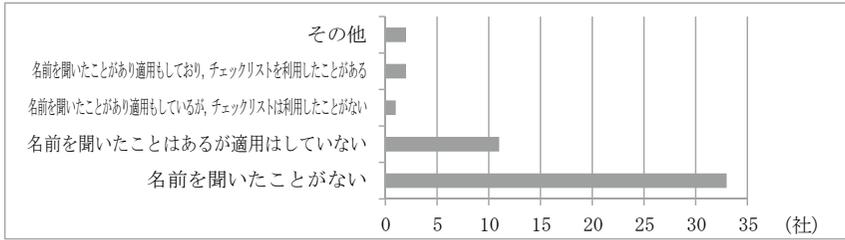
2. 「中小企業会計基準」・「信用保証協会保証料率割引制度」の浸透度・認知度について
 「中小企業会計基準」・「信用保証協会保証料率割引制度」の浸透度・認知度については
 図表8～10の結果となっていた。

図表8 「中小会計指針」の認知状況¹¹



11 「中小企業の会見に関する指針」に関する認知状況についての内訳は以下である。名前を聞いたことがない24、名前を聞いたことはあるが適用はしていない19、名前を聞いたことがあり適用もしているが、チェックリストは利用したことがない2、名前を聞いたことがあり適用もしており、チェックリストを利用したことがある2、その他2、未回答0。

図表9 「中小会計要領」の認知状況¹²



図表10 「信用保証協会の保証料率割引制度」の認知状況



3. 中小企業会計基準・保証料率割引制度の浸透度・認知度の低さの理由

調査の結果、中小企業会計基準については「知らなかった」と多数が回答し、特に保証料率割引制度については49件中40件も「知らなかった」と回答しているがこれはなぜであろうか。

基本的に中小企業経営者が会計基準や保証料率割引制度について知識を得る情報源は、顧問税理士等の会計専門家である。新日本監査法人による調査結果においても、「主な情報限は顧問税理士」という意見が多数を占めていた¹³。今回の調査結果でも顧問税理士がクライアントである中小企業経営者に「中小企業会計基準や保証料率割引制度のことを伝える機会がない」もしくは「少ない」ことを理由として考えられる。通常の保証手続きでは、信用保証協会における保証料率の割引制度を適用するため、取引銀行からの依頼により顧問税理士に対し「中小企業会計基準に準拠した財務諸表」の提出、「信用保証協会のチェックリスト」の提出が求められる。しかし、この機会が鹿児島県においては「ない・少ない」ことが予想される。また、自社の経営状態を把握するという経営管理目的のために「中小企業会計基準」の適用を顧問税理士がクライアントに勧めるケースもあるが、この機会も鹿児島県において「ない・少ない」ことが予想される。これは、今回の調査対象が小規模企業中心であったことも理由の一つであろう。基本的に金融機関が、中小企業に対し融資を行う場合、リスク回避のため「信用保証協会」の保証がついていることを融資の条件としてあげることが多い。しかし、鹿児島県の金融機関が「必ずしも信用保証協会の保証を求めない」ケースがあることや融資の際の財務諸表の提出に代わる独自の融資スキームを有していることも理由としてあげられる（宗田・櫛部 [2017]）。これは、鹿児島県の信用保証協会や金融機関の意向が大きく影響していると予想され、今後の調査により明らかにする必要がある。

12 「中小企業の会計に関する基本要領」に関する認知状況についての内訳は以下である。名前を聞いたことがない33社、名前を聞いたことはあるが適用はしていない11社、名前を聞いたことがあり適用もしているが、チェックリストは利用したことがない1社、名前を聞いたことがあり適用もしており、チェックリストを利用したことがある2社、その他2社、未回答0社。

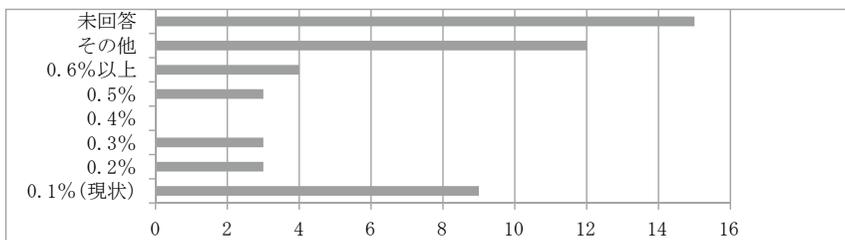
13 新日本有限責任監査法人 [2008]。新日本有限責任監査法人 [2009]。新日本有限責任監査法人 [2010]。新日本有限責任監査法人 [2011]。

4. 割引率と利用インセンティブの関係について

信用保証協会における保証料の割引率はわずかに0.1%であり、この割引率の低さが少なからず認知度の低さに影響を及ぼしていると考えられる。信用保証協会の保証料率の割引を受ける際、会計専門家が作成したチェックリストの提出が条件となるが、このチェックリストは「中小会計要領」に準拠しているかどうかを問うものである。このチェックリスト作成を会計専門家に依頼する依頼料と保証料率割引制度における割引料との金額において、依頼料のほうが高くなれば、チェックリストの提出は行われず、また「中小会計要領」の適用を税理士が促す機会も必然的に低くなる。この保証料の割引率がどの程度であれば中小会計要領が普及するのかを検討すべきである。

そこで、今回、「何%の割引率であれば、『中小会計要領』の利用を考えるか」も質問事項の中に加えている。

図表11 何%の割引率であれば、「中小会計要領」の利用を考えるか



調査結果より、「保証料の割引率は現状のままでよい」は9社、「0.6%以上」が4社であることが明らかになっている。「現状のままでよい」が9社もいながらも、実際には認知度が低く、適用がなされていない現状がある。さらに、「0.6%以上」が4社いることから、割引率の低さが認知度・適用率の低さに影響していることがわかる。しかし、「未回答」、「その他」の回答が圧倒的に多く今回の調査結果からも、信用保証協会の保証料率割引制度について知らされていない、無関心であることがわかる。

もし今後、保証料の割引適用の必要性が生じれば、中小会計要領の利用が広がると予想される。問題は必要性が生じるかどうかである。特に中小企業において、会計が適正に行われようとも、その会計基準が企業属性からかけ離れ、中小企業の多大な負担となり、コストが高くなれば、適用はなされない。そこで、どこまで企業属性を反映し、コスト・ベネフィットを考慮に入れた基準内容とするのかが、「中小企業会計基準」の課題となる。

確かに保証料の割引率は高くなればなるほど適用のインセンティブは高まる。税理士にとってもこのチェックリストの作成は、収入に繋がるものであり、また不適正なチェックリストを提出すれば自らの信用を損なうことにも繋がり、税理士にとっても適正な業務を行う警鐘となりうる¹⁴。そこで、割引率を上げ、適用による優遇制度を拡充することが適用拡大の鍵となるといえよう。

現在、三菱東京UFJ銀行では「極め」という融資プランを有しており、利用者は「中小会計要領」を適用すれば借入利率の割引を受けることができる。しかし、鹿児島県内に

14 櫛部 [2015], 櫛部 [2016b].

は三菱東京UFJ銀行の支店が無く、取引は地銀・信用金庫が中心であると考えられる。さらに鹿児島県内の銀行ではこのような優遇プランがない。また、2013年に「経営者保証ガイドライン」が公表されたが¹⁵、この適用要件にも「中小企業会計基準に準拠した財務諸表を作成している」ことがあげられている。ここから、今後経営者保証ガイドラインの適用拡大が「中小企業会計基準」の適用拡大に繋がると考えられる。しかし、鹿児島県内の金融機関では、「以前より不動産等の担保を取らず、独自の融資判断スキームにより融資を行う傾向にあるため、あえて経営者保証ガイドラインの適用の意義を見出せない」や「鹿児島県内の土地の価格は低く、必ずしも不動産等の担保を取ることに有効性を見出せない」などの、鹿児島県独自の理由により、経営者保証ガイドラインの適用、信用保証協会の保証の適用がなされていない現状が調査の結果明らかになっている¹⁶。

V 研究の限界

今回のアンケート調査結果は、鹿児島県中小企業家同友会に属する49社の経営者等の意見を集計したにすぎず、この49社の意見を鹿児島県の中小企業経営者全体の意見として一般化することはできない。

クロス分析も行ったが、資本金の金額や従業員数、創業年数、売上高による「中小会計指針」と「中小会計要領」適用における顕著な差異は見られなかった。さらに「中小会計指針」と「中小会計要領」両者においても顕著な適用の差異は見られなかった。「中小会計指針」を適用していた2社の経営者が、引き続き「中小会計要領」を適用しているに過ぎない。この結果は、回収率が低く、また中小企業の中でも小規模企業に偏っていたことも要因の一つであると考えられる。これに関しては今後、調査範囲を広げる、長期にわたり繰り返し調査を行うことで解決策を見出したい。

VI おわりに

今回、鹿児島県中小企業家同友会に所属する中小企業等49社のアンケート調査結果より、中小企業会計基準の認知度・浸透度調査を行った。この結果、極めて認知度が低く適用がなされていない現状が明らかとなった。これは、鹿児島県の独自性も大きな要因の一つであろう。鹿児島県では、「不動産等の資産を持っている」ことよりも「鹿児島県に親戚縁者が在住している」、「代々鹿児島県民であり、事業を営んでいる」といったような定性的な要因が融資判断に大きな影響を与えているようである。またこのような定性要因を加味した独自の融資スキームを地銀・信用金庫が有していることが考えられる。さらに、地価が低く、不動産が担保として必ずしも有効でないことも独自性の一つであると考えられる。加えて、地銀・信用金庫が、信用保証協会の保証無しに融資を行う傾向があり、調査の結果、鹿児島県の信用保証協会利用率は、他県に比べ低いことも明らかになっている¹⁷。

15 「経営者保証ガイドライン」は、2013年12月5日、日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会より公表され、2014年2月1日から適用が開始されている。中小企業が金融機関の融資を受ける際、経営者個人の保証なしに融資を受けることができるよう、適用条件や適用方法を規定しているものである。このガイドラインは、倒産の際、中小企業経営者個人がいわゆる「身ぐるみを剥がれる」という悲惨な状況を回避することができ、早急に再起を図ることができるものと期待されるものである。

16 宗田健一、榑部幸子による聞き取り調査。詳しくは、宗田・榑部 [2017] を参照されたい。

17 宗田健一、榑部幸子による聞き取り調査。詳しくは、宗田・榑部 [2017] を参照されたい。

今後、引き続き中小企業会計基準の浸透度・適用割合の変化を追い、同時に、金融機関・税理士・信用保証協会に調査を行い、融資する側、される側、融資を支援する側の三つの側面により調査を行う必要があると考えている。

【引用文献・主要参考文献】

- 河崎照行 [2008] 『『中小会社会計指針』の制度的意義と課題』『甲南会計研究』甲南大学、第2号、87-95頁。
- 河崎照行 [2010] 『『中小企業版IFRS』の特質と導入の現状』『會計』第178巻第6号、2010年12月、737-748頁。
- 河崎照行 [2011] 『『中小企業会計』の新展開－『中小企業の会計に関する研究会・中間報告書』の概要－』『税経通信』第66巻第1号、39-46頁。
- 河崎照行 [2012a] 「日本における中小企業会計の現状と課題」『甲南会計研究』甲南大学、第6号、1-9頁。
- 河崎照行 [2012b] 「『中小会計要領』の全体像と課題」『企業会計』第64巻第10号、25-31頁。
- 河崎照行 [2012c] 「『中小企業の会計』の制度的定着化」『會計』第182巻第5号、1-13頁。
- 河崎照行 [2016] 『最新 中小企業会計論』中央経済社。
- 河崎照行、万代勝信編著 [2012] 『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社。
- 榑部幸子 [2015] 「我が国における『中小会計要領』の有用性と今後の適用可能性」『中小企業会計研究』創刊号、16-27頁。
- 榑部幸子 [2016a] 『中小企業会計基準の課題と展望』同文館出版株式会社。
- 榑部幸子 [2016b] 「中小企業融資における経営者保証ガイドラインと中小会計要領の意義」『中小企業会計研究』第2号、35-45頁。
- 宗田健一・榑部幸子 [2017] 「会計基準体系における中小企業会計基準の位置づけ－鹿児島県の金融機関へのインタビューを通じて－」『研究年報』第48号、1-17頁。
- 武田隆二編 [2003] 『中小会社の会計』中央経済社。
- 武田隆二編著 [2006a] 『新会社法と中小会社会計』中央経済社。
- 武田隆二編著 [2006b] 『中小会社の会計指針』中央経済社。
- 山下壽文 [2012] 「わが国の中小企業会計基準の展開～『中小企業の会計に関する基本要領』をめぐる～」『佐賀大学経済論集』佐賀大学、第45巻第4号、49-72頁。
- 日本公認会計士協会 [2002] 「中小会社の会計のあり方に関する研究報告（経過報告）」2002年6月。
- 日本公認会計士協会 [2003] 「中小会社の会計のあり方に関する研究報告（最終報告）」2003年6月。
- 日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会 [2005a] 「『中小企業の会計』の統合に向けた検討委員会」2005年3月。
- 日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会 [2005b] 「中小企業の会計に関する指針の公表について」2005年8月23日。
- 日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会 [2005c] 「中小企業の会計に関する指針」2005年8月1日。

日本税理士会連合会，日本公認会計士協会，日本商工会議所，企業会計基準委員会 [2009] 「中小企業の会計に関する指針の一部改正について（平成21年4月17日）」2009年4月17日。

日本税理士会連合会，日本公認会計士協会，日本商工会議所，企業会計基準委員会 [2010] 「中小企業の会計に関する指針の一部改正について（平成22年4月26日）」2010年4月26日。

日本税理士会連合会，日本公認会計士協会，日本商工会議所，日本経済団体連合会，企業会計基準委員会 [2010] 「非上場会社の会計基準に関する懇談会 報告書」2010年8月30日。

日本商工会議所，一般社団法人全国銀行協会 [2013a] 「経営者保証に関するガイドライン」2013年12月。

日本商工会議所，一般社団法人全国銀行協会 [2013b] 「経営者保証に関するガイドライン Q&A」2013年12月。

新日本有限責任監査法人 [2008] 「平成19年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分類結果 [最終報告書]」。

新日本有限責任監査法人 [2009] 「平成20年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果 報告書」。

新日本有限責任監査法人 [2010] 「平成21年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果 報告書」。

新日本有限責任監査法人 [2011] 「平成22年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果 報告書」。

中小企業庁 [2002] 「中小企業の会計に関する研究会報告書」2002年6月。

中小企業庁 [2011] 「『中小企業の会計に関する検討会』の設置について」2011年2月。

中小企業庁 [2016] 『中小企業白書』（2016年版）。

中小企業庁，金融庁 [2010] 「中小企業の会計に関する研究会 中間報告書」2010年9月30日。

中小企業庁，金融庁 [2011] 「中小企業の会計に関する検討会」2011年2月。

中小企業庁，金融庁 [2012] 「中小企業の会計に関する基本要領」2012年2月1日。

（附記）我々のアンケート調査に協力いただいた鹿児島県中小企業家同友会にこの場をお借りして感謝申し上げます。

付録1. 質問票

2016年 月 日

中小企業家同友会会員 御中

「第1回 中小企業会計に関するアンケート調査」のお願い

拝啓 盛夏の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、中小企業家同友会会員の皆様のご協力を頂き、下記の趣旨・目的でアンケート調査を取らせていただく事になりました。ご多用中のところ恐れ入りますが、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点は、本件に関するお問い合わせ先までご連絡くださいますようお願いいたします。

敬具

記

趣旨：県内中小企業における「中小企業の会計基準」に関する認知度、意識調査を行うことを通して現状を把握する。同時に、「中小企業の会計基準」が改定される際の研究基礎資料とする。

目的：回収したアンケートをもとに、学会報告、論文作成を行う。これらを通じて、広く一般社会に研究成果を還元し、中小企業の振興、活性化を図ることを目的とする。

以上

鹿児島県立短期大学商経学科准教授 宗田健一
鹿児島国際大学経済学部講師 櫛部幸子

本件に関するお問い合わせ先

宗田健一（そうた けんいち） E-mail：sota@k-kentan.ac.jp

電話：099-220-1111 FAX：099-803-4473

櫛部幸子（くしべ さちこ） E-Mail：s-kushibe@eco.iuk.ac.jp

電話：099-263-0671

第1回 中小企業会計に関するアンケート調査票

* いずれか1つの番号に○印をお付けください。

1. 企業規模についての調査項目

- [1] 創業年数 ① 0～5年 ② 6～10年 ③ 11～30年 ④ 31年～50年
⑤ 51～100年 ⑥ 101年～150年 ⑦ 150年以上
- [2] 従業員数 ① 5人以下 ② 6～10人 ③ 11～30人 ④ 31～50人
⑤ 51～100人 ⑥ 101人～200人未満 ⑦ 200人以上
- [3] 資本金の金額 ① 500万円未満 ② 500万円以上～1000万円未満
③ 1000万円以上～3000万円以下 ④ 3000万円～5000万円未満
⑤ 5000万円～1億円未満 ⑥ 1億円以上～2億円未満
⑦ 2億円以上
- [4] 売上高 ① 1500万円未満 ② 1500万円以上～3000万円未満
③ 3000万円以上～5000万円未満 ④ 5000万円以上～1億円未満
⑤ 1億円以上～3億円未満 ⑥ 3億円～10億円 ⑦ 10億円以上

2. 「中小企業の会計基準」の認知度についての調査項目

- [1] 「中小企業の会計に関する指針」に関する認知状況について
- ① 名前を聞いたことがない ② 名前を聞いたことはあるが適用はしていない
③ 名前を聞いたことがあり適用もしているが、チェックリストは利用したことがない
④ 名前を聞いたことがあり適用もしており、チェックリストを利用したことがある
⑤ その他 []

- [2] 「中小企業の会計に関する基本要領」に関する認知状況について
- ① 名前を聞いたことがない ② 名前を聞いたことはあるが適用はしていない
③ 名前を聞いたことがあり適用もしているが、チェックリストは利用したことがない
④ 名前を聞いたことがあり適用もしており、チェックリストを利用したことがある
⑤ その他 []

[3] 「信用保証協会保証料率割引」に関する認知状況について

- [3] -1 現行制度では「中小企業の会計に関する基本要領」を適用すると0.1%の信用保証協会保証料率割引があります。この制度をご存知でしたか？

- ① 現行制度を知っていた ② 現行制度を知らなかった

[3] -2 何%の割引率であれば、「中小企業の会計に関する基本要領」の利用を考えますか？

- ① 0.1% [現状] ② 0.2% ③ 0.3% ④ 0.4% ⑤ 0.5% ⑥ 0.6%以上
⑦ その他 []

3. 追加的な調査に関して

本アンケートの他に、企業ごとの調査を追加的に行う予定にいたしております。個別調査に応じてくださる場合には、本件連絡先 [宗田健一:sota@k-kentan.ac.jp もしくは 榑部:s-kushibe@eco.iuk.ac.jp] まで連絡を頂くか、以下の空欄に連絡先等をお書きください。

貴社名： _____ ご担当者名： _____

連絡先 [電話]： _____ E-Mail： _____